

学習情報提供・学習相談のための大学の役割

平 沢 茂

(亜細亜大学)

文部省の補助事業となったこともあって、学習情報提供は、生涯学習システムづくりの中核的事業として、ほとんどの地方公共団体が、この課題に本格的に取り組むようになっている。行政の動きとは別に、ときには行政と手を携えて、生涯学習のための学習情報提供に手を染める民間の機関も出はじめている。生涯教育が、人々の個人学習を基礎とし、それを援助するシステムであるとするれば、その一つの有力な方法が、この課題であることは明白なことである。したがって、このような動向は、単に文部省の補助事業であるか否かとは別に、ごく自然な動向であると言って良いであろう。

学習者の学習要求の多様化や高度化に伴って、こうした情報に対する学習者のニーズが高まりつつある、という背景もある。また、コンピュータを中核とする種々の新しいメディアの急速な発達で、多量・多様な情報の処理と伝達をいっそう確実かつ容易にしている。ニーズとそれに応じる技術の開発という、こうした二つの要因が結び合って、学習情報提供という新たな課題が、生涯学習のシステムづくりの方向性を示すものとして浮上するようになったのである。

しかし、この課題はまことに難しい問題を抱えている。ニーズに応えるハード面の開発——新しいメディアの開発——は、日進月歩であっても、

そのハードウェアに乗せて送るべき情報——いわばソフト面——の整備に関して多くの難問があるからである。少し考えただけでも、どういう情報を、どの程度、どのように収集したら良いのか、収集した情報の整理はどのようにしたら良いのか、学習情報の提供に関しては、どのような方法で実施されるべきか、等々、ともかく新しい課題であるだけに、そのノウハウについての蓄積がないということである。

こうした状況にもかかわらず、徐々に実践の芽は育ちつつあり、そのノウハウが交換されるようになってきている。すぐれた実績を積み重ねる地方公共団体や公的な機関も輩出するようになってきている。文部省の最近の調査でも、この課題に取り組もうとしている地方公共団体の様子が明らかにされている。どの地方公共団体もこの課題にかなり本格的に取り組もうとしている様子がよく分かる。

生涯学習社会における高等教育の役割は、こうした動向との関わりにおいても考察されるべきことは当然のことである。ことに、大学は、新しい知的情報を開発し、提供している巨大な基地である。その情報が、生涯学習の時代にふさわしい活用をされることは、大学にとっても望ましいことであるに相違ない。

近年、大学は大学開放などを通じ、地域社会に開かれた施設としての役割を積極的に果たすことを求められ、また自らもそれを求めるようになっている。大学開放の在り方については、別の論文が用意されているので、そちらをお読みいただくとして、大学主催の開放講座や、施設・設備の開放など様々な取り組みが見られるようになっている。

それらと同様、大学の持つ学習情報を開放することは、手がかかることではあるが、それだけにその効果も大きく、生涯学習システムを構築するにおいては、重要なファクターとなる。現状においても、これに類する活動が行われていないわけではない。たとえば、大学主催の公開講座に関する情報は、受講生を募るためにポスターとして掲示されたり、時には地方公共団体の公報に掲載されたりすることもある。しかし、まだそれは体系

的に運用されているとは言い難い。いっそう本格的な開放が期待されるのである。

ただし、その実践が、地方公共団体や民間の学習情報提供事業との関連や提携を考えるとなく行われるのは、双方にとって得策ではなかろう。

本稿のねらいは、その辺りにある。すなわち、学習情報提供において、大学は他の生涯学習機関とどのように手を携えるべきか、という視点から大学の役割を考えることである。その際、学習情報提供と密接に関連する学習相談に関しても、大学に期待される役割を考察していきたい。

1. 大学の保有する学習情報

学習情報提供に関する大学の働きが要請されるについては、当然それなりの理由がある。大学には、多種、多量の学習情報が蓄積されており、また、開発され続けているからである。

学習情報をどのように規定するかについては、種々の考えがあり得るが、大きな枠で考えれば、情報源情報とか、案内的情報と呼ばれるものに限定して考えるのが妥当である。ごく手短かに定義すれば、「学習情報とは、学習者が現に利用可能な学習資源に関する情報のことである」と言って良い。

その具体的領域については、「人」に関する情報、「物」に関する情報、「機会」に関する情報、の三つに分類される（この点については、幾つかの論文において、述べてきたのでここでは割愛したい。⁽¹⁾

この分類に基づいて見ていくと、大学内には、多種・多量の学習情報が蓄積されていることがよく分かる。

(1) 「人」に関する情報

〔専門家に関する情報〕

「人」に関する情報について言えば、大学は一種の宝庫と言って良い。様々な学問分野の専門家が包摂されているからである。それに関する情報

が、ここで言う「人」に関する情報の中心である。

その場合、単科大学でも、当該学部が関与する学問領域以外の学問領域の教員を抱えているのは当然で、もちろん、人の層はずっと薄くなるが、大学には、少なくとも一般教育科目や外国語、体育を担当する多くの教員がいるわけである。

これらの教員が各専門領域における第一線の研究者、専門家であることは言うまでもないことである。同時に、まさに彼等は教員であって、「指導者」としての実績を積んでいる人々である。そういう点から言っても、学習情報としての「人」的資源にふさわしい人々を大学は擁しているわけで、この面における情報の提供者として期待されるのは当然ということになる。

また、現職の教員のみならず、退職教員に関しても提供されるべき情報源情報として考えられて良い。このことは、広範な人材確保という点から言っても望まれることである。ただし、情報として提供して良いか否かに関して本人の了解を得ること（このことについては、学内者であっても基本的には必要なことであろう）、本人の健康状態などを考慮して、情報のメンテナンスに留意すること、など細かい配慮が必要であろう。(2)

さらに、大学の事務職員や、その他の職員の中にもある分野での専門的力を持つ人々が少なからずいる。これらの人々も学習情報としての「人」に該当するのは当然である。

〔グループ・サークルに関する情報〕

大学にはまた、グループ・サークルが数多く存在する。学生のクラブや同好会、教職員のグループ・サークルなど、である。

学生のクラブや同好会は、その本来の目的から言っても、学外の人々に常時開放されることが必ずしも望めるものではない。しかし、その活動の性格から地域の人々（子どもを含めて）とのつながりを中心に置くものもあるし、そうでないクラブや同好会でも、臨時的に開放される場合がないわけではない。教職員のグループ・サークルも、基本的には学生の場合と同様である。

これらの活動が開放されるようなら、それに関する情報は、「人」に関する情報として提供されることが望まれるのは当然である。またしも、活動そのものが開放されないにしても、学外の学習者がグループ・サークルに学習活動に関して応援を求め、それに応じる用意があるなら、これもまた、「人」に関する情報として有力な意味を持つものとなる。

(2) 「物」に関する情報

〔施設・設備に関する情報〕

「人」的資源と同様、大学の有する「物」的資源も小さなものではない。そもそも研究・教育の機関として設置されるものであるから、このことはきわめて当然のことである。したがって、自己の保有する物的資源に関する情報が、大学の保有する「物」に関する情報の中核である。

ただ、グループ・サークルの場合と同様、大学の施設・設備のすべてが学外の学習者に開放されるわけではない。特に、研究室（実験室を含む）など、学内でも、特定の限られた人々のみが使用する施設・設備は、開放になじまないであろう。

逆に、学内の全ての人々が共通に利用する施設・設備は、学外の学習者に開放することが可能である場合が多いと思われる。図書館などはその代表的なものであろうし、教室もまたそうである。

これら開放可能な施設設備に関する情報が、「物」に関する情報の一つである。

〔教育メディアに関する情報〕

大学の保有するもう一つの物的資源は、教育メディアである。教育メディアという用語の詳細をここで検討する余裕はないが、一般に教材・教具とか、教育機器と呼ばれるものがこれに該当する。印刷メディア、視聴覚メディアに大分けされるが、近年、コンピュータ、ワープロなど情報処理メディアと呼ばれる新たなカテゴリーが付加されることも多い。

大学の保有する教育メディアにも、施設・設備同様、学外の学習者に開

放されるもの、されないものがある。

施設・設備の項で述べたように、図書館を開放する大学の例は少なくない。と言うことは、図書館の図書も学外の学習者に開放されているということである。ただし学外者に対する館外貸出の制度の導入は、図書館が開放されていることと直接的につながるものではない。しかし、一般的には、図書館間相互貸借制度（inter-library loan system）が、各種図書館の間で生まれつつあることから考えて、大学図書館についても、学外者への館外貸出がしだいに拡大してくるものと考えて良いであろう。

これら学外者にも開放される教育メディアに関しての情報が、大学によって提供される「物」に関する情報の一つである。

(3) 「機会」に関する情報

「機会」というのは、学習の機会のことである。ここでは、大学が用意し、学外者が参加できる学習の機会のことである。

大学は、学外者向けのさまざまな講座を企画・実施してきている。公開講座、大学開放講座、などと呼ばれるものがこれで、学外者に開放される「機会」としては最もポピュラーで、参加の容易なものである。

聴講生制度も、大学が学外者に開放する機会としては比較的ポピュラーなものである。また、近年、社会人入学の制度を導入する大学も増えている。

このような「機会」に関する情報の提供も、生涯学習社会においては、強く望まれることである。

公開講座や聴講生の制度について、最近、教育委員会との共催ないし協力の下に実施される場合もある。聴講生制度に関して言えば、「シルバー聴講生」制度などというネーミングで、特定の地域の高齢者を対象とする学習機会を設ける例が見られる。教育委員会との共催ないし協力の下に開かれるこうした機会に関する情報の提供については、教育委員会の手によっても行われるであろう。

この他、「人」に関する情報の項で述べた学内のグループ・サークルが主催する「機会」もある。これは、大学自体の主催ではないものの、学外者に開放される場合には、大学としてその情報を提供するというサービスを実施することが期待される。そのためには、大学には、学習情報提供のための窓口が設定されていることが望まれるのである。学内学習情報センターとでも名づけるべき機能を持つ部署である。その具体的機能等については後述したい。

なお、生涯教育や社会教育における「学習」の意味について一言しておきたい。生涯教育や社会教育の専門家にとっては常識的なことであり、蛇足と言えばそのとおりのことであるが、大学人にとっては、必ずしも明確に把握されているとは限らないことなのであえて、付記しておきたい。学習と言うと、一般にはしかつめらしく「勉強すること」というように考えがちであるが、生涯学習というときの学習は、余暇を健全に活用するためのスポーツやレクリエーションなどの活動を含むということである。

つまり、「機会」に関する情報には、スポーツ大会やレクリエーションに関する情報を含むということを理解しておかなければならない、ということである。

2. 地域学習情報センターとの連携

学習情報提供に関する大学の役割という問題を考えるとき、二つの視点からの考察が必要となる。一つは、地域サービスの視点であり、もう一つは、全国的サービスの視点である。現在のところ、学習情報提供は地域サービスの視点から捉えられている。しかし、全国的なシステムとしての学習情報提供システムが不要であるということはないのであって、この点で、大学の働きに期待される点があるのである。

そこで、まず地域サービスの視点から、この問題を考えていくことにしたい。

(1) 地域学習情報センターとの連携の必要性

大学が学習情報提供における役割を果たす場合、外部のこれに関する機関との連携を考慮することがまず最も必要なことである。

おそらく、現在最も組織的にこの課題に取り組もうとしているのは、教育委員会の社会教育関係部局であろう。これには理由がある。昭和52年に文部省の出した「地方社会教育活動費補助金交付要綱」には、生涯教育推進事業費が含まれ、この事業として「生涯教育データベース・情報提供」という項目があり、学習情報提供という概念は、これによって明確になったものと考えられるからである。そもそも学習情報提供に関する主管課が、社会教育関係部局であったということである（ただ、近年、生涯学習システムづくりが、地方公共団体の主要政策として定着してきていることから、生涯学習システムに関する政策は知事部局、市町村長部局が総括する例も増加していることから、学習情報提供に関してもこれらの部局が担当する例も見られるようにはなっている。以下、教育委員会等によって取り組まれている地域の学習情報提供システムを本稿では「地域学習情報センター」と呼んでおくこととする）。

教育委員会であれ、他の部局であれ、とにかく地方公共団体が、学習情報提供に取り組んでいる場合には、大学はそれと連携することがまず重要なことである。もっと明確に言えば、学習情報提供に関するネットワークづくりに大学も参加する必要があるということである。

その理由は次のようなことである。

第一に、学習情報提供のシステムはできるだけ、一元化されていることが情報利用者にとっても、情報提供者にとっても望ましいからである。

JRのみどりの窓口が、当初、JRの指定券を扱うだけであったのが、ホテルの予約や飛行機の搭乗券を扱ったりするようになったのは、利用者の便を考慮したからである。旅行をする者にとって、その旅行に関連する情報をあちこちの窓口から求めるのは面倒である。手近な窓口から、総合的

な情報を入手できることが望ましいのは当然である。この点から考えれば、大学にも、学習者が利用できる情報提供窓口のあることが望まれるのは当然である。学習情報を提供してくれる他の公的な窓口より、大学が手近であるという学習者もいるからである。学習者の立場で言えば「学習情報を引き出す端末としての大学」ということになる。

情報提供者の立場から言って、システムが一元的であることのメリットは明白である。あらためて述べる必要もなからう。

第二に、地域学習情報センターと連携するということは、地域学習情報センターの保有する学習情報を大学が利用することも可能となるからである。地域学習情報センターの保有する学習情報の中には、大学にとって利用価値のあるものが少なくないはずである。

たとえば「人」に関する情報。教員への社会人活用も最近の大学の比較的特徴な動きの一つである。こうした時に、地域学習情報センターの持つ情報は有効であろう。この情報は、学生や教職員のクラブ・サークルの指導者を求めるときにも、もちろん活用可能である。

また「物」に関する情報。施設に関する情報では、学生の学習活動に活用可能なものが少なからず見つかるはずである。教育メディアに関する情報でも、たとえば視聴覚メディアに関する情報は、利用価値の高いものであろう。公立図書館や公立視聴覚ライブラリーの保有する16ミリ映画フィルムの中には、大学教育にも利用可能なものがかなり含まれているからである。

「機会」に関する情報も、教職員、学生の参加が可能で、有用と認められるものがあるであろう。

第三に、大学内の学習情報収集・整備等は別として、学習情報のデータベース化や、提供のための体制づくりなどに関して、地域学習情報センターの協力を得ることができる、ということがある。大学内の情報収集や学内情報のメンテナンス等については、大学内部で処理せざるを得ないであろうが、それらの情報を学外の学習者に提供するための体制づくりにお

いては、地域学習情報センターの協力を得ることは容易であろう。

(2) 連携における大学の役割

地域学習情報センターとの連携において、大学はどのような役割を果たすべきであろうか。その一部については、前項の中でも触れているが以下にまとめて考察しておこう。

〔学習情報のメンテナンスに関して〕

学習情報のメンテナンスとは、無用となった学習情報を廃棄し、新たに生じた学習情報を登録することである。

学習情報は、正確さとともに鮮度が重要である。「物」に関する情報のうち、施設・設備について言えば、利用料金等の改訂は、利用者にとっては無視できないことである。もはや取り壊された施設などということは滅多にないであろうが、最新情報が求められるのは当然である。教育メディアについても、廃棄処分されて、もはや利用不可能なメディアに関する情報などは、不要である。

「機会」に関しては、終了してしまった学級・講座などに関する情報は役に立たないのは当然である。「人」に関する情報では、物故した人の情報は削除しておかなければならない。

既に利用不可能となっている学習資源に関する情報はすべて無用の長物というわけではない。過去の事象を調べようとしている人にとってはそうした情報の中にこそ重要な手掛かりがあるということは当然のことに考えられることだからである。

しかし、学習情報というときには、現に利用可能な学習資源に関する情報ということであるから、その意味からは、利用できなくなった学習資源に関する情報は「学習情報」とは呼べないことになる。

逆に、新たに利用可能となった学習資源が生じたときは、できるだけ早くそれに関する情報が提供される必要がある。

このように学習情報に関しては、常にそのメンテナンスが問題とされ

る。学習情報のメンテナンスは、特定の機関等に所属していない「人」に関する情報は別として、何と言っても、当該の学習資源を抱える機関がきめ細かく情報の改廃を行わなければ不可能なことである。

このように考えれば、この点における大学の役割はきわめて明瞭である。大学内の学習資源に関する情報——学習情報——のメンテナンスに責任を負うということである。廃棄すべき学習情報の生じたときは、時を移さず廃棄するとともに、新たに登録し、提供すべき学習情報が生じたときは、ただちに登録するという役割を果たすことである。

この点から言っても、大学内には学習情報に関する専門の窓口が必要なのである。

〔学内者向けサービス、学外者向けサービス〕

もう一つは、学内者、学外者に学習情報提供サービスを実施すること、である。

学内者に対するサービスは当然として、学外者に対して学習情報提供のサービスをする必要があるであろうか、という疑問は当然に生じてこよう。この点については、連携の必要性のところで一部は述べておいた。

学習情報提供では、学習情報を引き出すことのできる窓口ができる限り学習者の身近な場所にあることが望まれる。学内者にとって最も身近な場所は大学であるから、大学に学習情報提供の窓口があることは、まず第一義的には、学内者にとって有意義なことである。

同様のことが学外者に対しても言える。大学が最も手近な窓口であるという学外の学習者も、当然のことながらいるということである。大学の立地条件にもよるが、比較的人家の多い場所に存在している大学などの場合には、しばしばこういうことがあるはずである。学習情報提供の窓口を備えた他の公的機関よりは、大学が一番近いという人がいるということである。こういう人々に対するサービスも、大学が学習情報提供に取り組もうとするなら必然的に考慮されるべきことなのである。

とは言え、学内者、特に学生は大学の学習資源をはじめ大学のサービス

を優先的に利用する権利を獲得しているものであり、その意味で学外者に対するサービスと学内者に対するサービスを全く同等に実施することは難しい場合もあるであろう。しかし、逆に地域学習情報センターから提供される学習情報が、学内者のために役立てられることのあることを考えれば、これは“give and take”の関係にあるのだとも言えるわけで、生涯学習システムづくりにおける大学の役割から言っても、ここは学外者に対しても、最大限のサービスを実施することが期待されるところである。

ただし、学習資源そのものの利用については、受益者負担の原則を貫くこともあって良いであろう。

学習情報提供の専門の窓口は、この意味からも必要であることが理解されよう。また、後述するように、学習相談に関する配慮も必要となるのである。

〔地域学習情報センターとの交流〕

学習情報提供について、地域学習情報センターと連携する場合には、学習情報のメンテナンスのみでなく、学習情報提供全般に関する意見交換の機会が設けられていることが望まれるところである。

本格的なネットワークづくりにおいては、日常的な交流があればいっそうきめ細かなネットワークが作れるし、大学側が社会教育や生涯学習に関する地域学習情報センターの経験に学ぶことも少なくないであろう。逆に、地域学習情報センターの側が、大学の考えを聞き、学習者のニーズと重ね合わせて、地域学習情報センターのみでは不可能であるかも知れない、斬新で質の高いサービスが可能となることも期待される。

3. 全国的ネットワークづくりへの役割

この議論に関しては、まず学習情報提供に関する全国的ネットワークづくりが必要であるか否かの議論から始められる必要があるであろう。

(1) 全国的ネットワークの必要性

現在、学習情報提供と言え、地方公共団体ごとの課題として取り組まれており、全国的なネットワークづくりへの動向は見られない。その理由は、一つには学習情報提供そのものと言うよりは、生涯学習のシステムづくりが地方公共団体レベルごとの課題として把握されていることに由来するであろうし、もう一つには、とりあえず身近にある学習情報の整備から着手していこうとする技術的な理由にもよるのであろう。

この二つの理由は、どちらもきわめて妥当な発想と言って良い。生涯学習そのものがごく日常的な営みであることを考えれば、学習者の身近な所に足場を作るとは、生涯学習援助の在り方として間違いのない発想であると思われるからである。

先にも述べたように、学習情報は学習者の利用可能な学習資源に関する情報である。この考えに立てば、身近な所にはない学習資源に関する情報は、学習者にとって有用な学習情報とは言えないかも知れない。たとえば、九州に住む学習者にとって、北海道にある学習資源に関する情報は、無意味なものである場合がほとんどであろう。

にもかかわらず、学習情報提供システムが、将来的には全国的ネットワークになっていることが望まれると考えるのは次のような理由による。

すなわち、希少な学習資源の検索では、検索対象地域が大きければ大きいほど探し出すことが容易となる、ということである。たとえば、図書館間相互貸借制度を考えてみよう。稀覯本など巷間にあまり流布していない図書を探す場合、近くの市町村立図書館には無い場合でも、県立図書館なり、国会図書館なり、どこかの大学図書館なりに蔵書されている可能性がある。そのような場合、最初に訪れた図書館において、探している図書がどこに蔵書されているかを検索できれば、学習者自身があちこちの図書館を訪ね歩く必要はなくなる。もとより、図書館間相互貸借制度では、他の図書館に蔵書されている図書を相互に貸借することができるわけで、学習者の手元には最初に訪れた図書館を通じて求める図書が届くことになる。

もっとも、学習資源そのものが、学習者の手元に届けられるのは、教育メディアのうち、運搬可能なもの——図書、雑誌、新聞、ビデオ・テープ、等々に限定されよう。それ以外の資源を利用するためには、学習者自身が出向かなければならないであろう。たとえば、施設・設備は移動不可能である。「人」に属する資源は、移動不可能ではないが、手軽に移動してもらえるものでもない。

それでも、どうしても利用したい資源のある者は、その所在さえ分かれば、その場に出掛けて利用することができることになる。

学習情報提供システム広域化のメリットは以上のようなことである。しかし、必要性があると言っても、ただちにそれを実現することができるわけではない。むしろ、当面は、各地方公共団体ごとに、システムを整えていくことが、技術的には得策のようにも思われる。

(2) 大学の役割

学習情報提供システムの全国的な規模への拡大において、大学の役割が期待されるのは、大学が一般に全国規模での連絡組織を得やすいということによる。国立大学の場合には、国大協という全国的組織があり、私立大学にも全国的規模の組織が存在する。私立大学の場合には、その組織が一元化されていないものの、大きな問題に対しては、協力関係を作りやすいと見て良いであろう。

現在のところ、大学レベルで、生涯学習システムづくりにおける協力関係の在り方を討議するといった動きはなく、まして学習情報提供に関する大学の役割を話し合うといった動向は見られない。しかし、その意義が理解されるようになれば、協力関係を作ることは比較的容易に進むであろう。

地方公共団体間で、同様の協力関係を作ることはもちろん可能であるが、行政機関の場合には何かとめんどろな問題のからむことが多く、その点、教育機関である大学どうしの方がこうした動きには身軽に対処することができる。

学術情報に関する国レベルの統括的利用システムの整備が進められている点も見逃せない。大学には、こういう意味で、学習情報提供についても基盤整備を進めやすい土壌があると考えられるのである。

地域レベルの学習情報提供においては、地域学習情報センターが中核となり、大学はそれを援助する立場にあると考えられる。しかし、全国的なシステムづくりに関しては、むしろ大学が指導的立場にあると考えて良いであろう。ただし、システムができ、稼働するようになったら、大学は再び援助的立場に立った方が良いかも知れない。生涯学習が、個人学習を基礎とすることから考えて、それを支える体制は学習者にできるだけ身近なところに置かれることが望まれるからである。その場合でも、大学は学習情報提供システムを構成する要員として、ネットワークを担う積極的な役割を果たすことが期待される。

なお、地域学習情報センターとの連携、全国レベルでの役割、双方に対応する大学の内部における当面の課題については、次の項で検討しておくことにしたい。

4. 学習情報提供の基盤整備——

学内学習情報センターの基本的機能——

幾度か述べてきたように、大学として学習情報提供に取り組むためには、そのための専門の組織が望まれる。「窓口」と言っても良い。学習情報に限らず、情報は集中管理されていることが利用の点からは望ましい。コンピュータ通信などで、情報量の多いデータベースほど利用されているということを考えればこのことは理解されよう。

学習情報を担当する窓口の組織の在り方や機能は、大学によってそれぞれ異なったものであって良く、特定の形態があるわけではない。学内の種々の情報を総合的に扱う「総合情報センター」として新たに設置する方法、情報収集・整備と学習相談とは、図書館における蔵書整備・レファレンス・サービスに匹敵することから、図書館の業務として遂行する方法、外部と

の接触を考えて広報担当部局の業務とする方法、など多様な方式が考えられる。どのような形態、方式を採るにせよ、大学内学習情報提供の窓口（以下、「学内学習情報センター」と呼んでおく）の持つべき基本的機能は、概略次のようになろう。

(1) 学習情報の整備

〔学内学習情報の収集と対象者別分類〕

大学において、学習情報を収集する場合、まず大学側の自律的役割として行わなければならないのは、学内に存在する学習情報の収集である。この時、学内学習情報は、次のように区分されることが必要であろう。

A. 学外者のみが利用可能な学習情報（学外者向け情報）

B. 学内者・学外者双方が利用可能な学習情報（学内者・学外者向け情報）

C. 学内者のみが利用可能な学習情報（学内者向け情報）

学外へのサービスを最大限に拡大していく場合でも、大学の主たる教育対象が学生であるという事実に変化が無い限り、学習情報に関して、上記のような区分は必要であるに相違ない。

後述するように、地域学習情報センターとのネットワークにおいて、必要とされるのは、A、Bの情報ということになる。Cについては、地域学習情報センターとのネットワークづくりの上からは外されて良い。

〔学外からの学習情報の収集〕

学外からの学習情報は、地域学習情報センターとの連携によって、地域学習情報センターから提供されよう。地域学習情報センターから提供される学習情報は、上記の区分でいけばAとB、すなわち、学外者向け情報と学外者・学内者向け情報ということになろう。

最終的には学内の学習情報と学外からの学習情報とが統合的に整理され、活用されることになろう。

〔学習情報の内容による分類〕

収集された学習情報は、一定の枠組で整理されなければならない。一定の枠組というのは、当面は大学のある地域の学習情報提供が採用している分類枠ということになる。学習情報提供に関して、大学と地域学習情報センターが連携し、ネットワークを作って、双方の持つ学習情報が、完全に統合されて運用されることが学習者にとって必要であることを考えれば、この点は理解されよう。

学習情報の大枠は、上述のように「人」、「物」、「機会」であるが、それ以下の分類枠は、地方公共団体ごとに相違がある。やがては、全国的ネットワーク構築に向けて統一されていくことが求められようが、当面は、地域ごとに相違があってもやむを得ないことである。大学における学習情報の整備に際しても当面は当該地域の採用する分類枠に準拠するのが妥当であろう。ただし、全国的ネットワークづくりにおいて、大学の指導性が期待されるところから、分類枠に関する将来を見通した配慮が特に期待される。

〔データベース化への配慮〕

学習情報の整備に当たって、特に大学においては、データベース化への配慮が必要である。つまり、学習情報をコンピュータによって管理するため、一定のフォーマットに従って学習情報の形式を整えるということである。このフォーマットについては、地方公共団体によってすでに整備されている場合とこれからという場合があり得る。

すでに整備されている場合には、この形式に準じつつ、もし将来を見越して（ということは、全国ネットワークの見通しの上で）改編の必要がありそうなら、地域学習情報センターと連絡を取りつつ、改編への準備を進める必要もある。

これからフォーマットの整備をするという段階なら、大学側から積極的な提案をして、データベース化、全国システムの見通しに基づくフォーマットづくりに協力する必要がある。

データベース化への配慮が必要な理由は、学習情報提供に関しても、他の情報提供と同様、コンピュータによる運用が必然的だからである。

なお、全国ネットワークづくりにおける大学の指導性については前述した。学習情報のフォーマットのような細かい点に対する対策についても、全国の大学間での統一的理解があれば、地域ごとのフォーマットの統一はスムーズに進められることになろう。

〔学習情報のメンテナンス〕

学習情報の提供システムでは、情報のメンテナンスがきわめて重要であるという点は既に述べた。収集と共に不要となった学習情報を時を置かずに廃棄することが、学内学習情報センターの機能として不可欠である。

その際、学習情報の廃棄・登録に関して、常に地域学習情報センターに対しても、改廃の処置を素早く実施しなければならない。

(2) 学習情報の提供

〔学内者への提供〕

学内のあらゆる学習情報（学内者向け情報、学外者向け情報、学内者・学外者向け情報）、および地域学習情報センターから提供される学習情報のすべてが学内者のために提供されることになろう。

提供の窓口は、学習情報センターのような専門の窓口が作られていない場合には、図書館によるサービスとして行われるのが良いかも知れない。図書館のレファレンス業務の一環として実施するということである。

〔地域学習情報センターへの提供〕

学内で収集・整備された学習情報のうち、学内者向け情報を除くものは、地域学習情報センターに登録されなければならない。

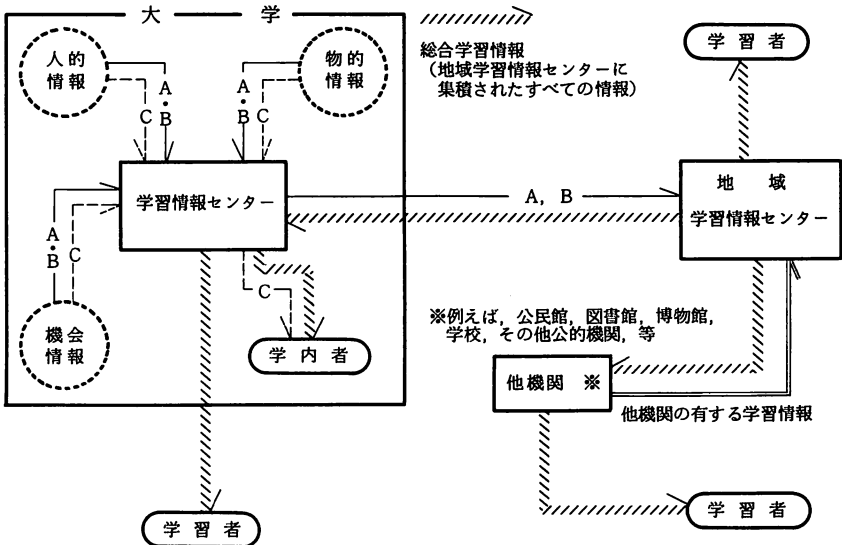
〔学外者への提供〕

学内者に提供される学習情報のうち、学内者向け情報を除いた学習情報は、学外者に対して大学からも提供されることが望まれる。何度も述べてきたように、学習者によっては、大学が最も身近な学習情報提供機関であ

るという場合があり得るからである。

学外者に対するサービスを実施する場合には、専門の窓口があった方が良いでしょうにも思われるが、地域の学習情報提供システムがうまく整備されており、大学の体制もそれに即応して十分なネットワーク化が図られているなら、学内者へのサービス同様、図書館業務の一環として行われても良いであろう。ただし、どのような体制で行う場合であっても、片手間で済ますことのできるほど簡単な課題ではないということを認識し、相応の体制を作る必要があるということを指摘しておきたい（なお、学内学習情報センターと地域学習情報センターとの機能的な関係については、図1に示すとおりである）。

図1 学内学習情報センターと地域学習情報センター



学内学習情報のうち、A・B・Cは、次のとおり。

A：学外者向け情報 B：学内者・学外者向け情報 C：学内者向け情報

5. 学習相談への対応

生涯学習における学習情報提供では、学習相談が不可欠の機能であると考えられるようになっている。学習者の求めに最もふさわしい学習情報を提供するためには、学習者が何を考え、何を求めているかをじっくり探し出すことが必要だからである。

この点に関して大学が担うべき役割には次のようなものがある。

(1) 学内者、学外者への直接サービス

学内学習情報センターが、学外者への直接サービス機関でもあるべきだ、ということについては、再三述べてきた。したがって、学内者および学外者が学習情報を求めて来訪した場合にいかに対応するかがここでの課題である。

地域学習情報センターから学内学習情報センターに送られてくる学習情報を、端末などによって検索し、提供するだけでなく、学習者の要求を詳細に聞き、最も適切な学習情報を提供することが求められるのである。

学習者によっては、学習情報に対する要求が明確で、特に学習相談を必要としないケースもあり得る。その場合には、学習者自身が学習情報検索のためのツール（コンピュータによるデータ通信が実施されている場合には、コンピュータ端末）から学習情報を引き出させるのが良い。この場合には、「人」に関する情報の取り扱いに格段の注意が払われる必要がある。このことに関しては、注2で述べておいたので、参照していただきたい。

なお、学習相談を担当する職員として専門の職員を置くことが望まれるが、図書館のレファレンス業務の職員は、比較的こうした業務になじみがあるので、当面、こうした職員を充てる方策が考えられる。学内学習情報センター、地域学習情報センターが本格化してきた暁には、専任の職員を置くか、レファレンス業務と兼任させる場合には員数を増やすかする配慮

が必要となろう。

(2) 地域学習情報センターへの対応

学外の学習者個人ではなく、地域学習情報センターなど学外の学習者に学習情報を提供する機関等から大学に学習情報に関する問い合わせが入ることが考えられる。

こうしたことに対応することも、学内学習情報センターの役割として重要なことである。公的機関どうしの協力関係を維持するため、個人の学習者に対応する場合と異なった対応を要求されることもあるであろう。たとえば、「人」に関する情報の取り扱いについては、公的機関どうしの情報の交換という意味で、個人の学習者に対する場合よりは立ち入った対応をすることが可能となることもあろう。

このような意味からも、学内学習情報センターには、専任の学習相談員が常駐していることが望まれるのである。

(3) 学習相談員の養成

学習相談における大学の第三の役割は、学習相談員の養成である。学習相談は社会教育の分野では以前からその必要性が説かれてきており、今年度より実施されている社会教育主事の新しい科目は、こうした配慮に基づいている。生涯学習が個人の学習に基礎を置くものである以上、個人学習の援助に最も深く関わる学習相談の能力は、社会教育主事の基礎的力量ということになるであらう。

社会教育主事以外にも、図書館司書、博物館学芸員など、社会教育関係職員の養成が大学においても行われている。こうした職員の養成においても、学習相談の力量形成が考慮される必要があらう。

さらに、教員養成課程においても、このことが必要とされるようになっている。生涯学習は、日本では全体として社会教育の課題として把握されることが多い。言うまでもなく生涯学習は、学校教育、社会教育その他社

会のあらゆる教育機能の統合によって実現される。生涯学習に対する学校の役割の重要性を、学校教育関係者がいっそう深く認識することが要請されているのである。

以上、生涯学習の新しい課題である「学習情報提供」における大学の役割を考察してきた。

大学は、18歳人口の急減に備えて様々な施策をとりつつある。中でも、成人の学習に様々ななかたちで取り組むことが大きな課題となっている。(3)こうした動向は、今後いっそう急速度に進むものと見なければならない。

その中で、最も地味でそれだけに見過ごされがちな課題が本稿で考察した課題である。けれども、はじめに指摘したように生涯教育というのは、個人の生涯学習を援助するシステムのことである、という点を考えれば、この課題は最も優先されるべき課題であるとも言えるのである。大学の新しい課題として関係者の興味が深まることを期待したい。

注

1. 学習情報の定義については、次の拙論を参照していただけると良い。
平沢茂「学習情報とは何か」『文部時報』1319号、1987年2月、pp.29～34
2. 学習情報のうち、「人」に関する情報はプライバシー保護等の面で取り扱いに細心の注意を必要とする。
この点に関して、次の規定は参考になる。
「仙台市中央公民館における人材情報提供事業実施要綱」および「運営細則」
3. 筑波大学生涯教育研究プロジェクトチーム『大学における生涯教育の実践と課題についての調査研究』1986年3月